

報 告 第 2 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年9月12日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 7 号

損害賠償の額の決定について

公用車の事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年8月26日

新居浜市長 石 川 勝 行

1 損害賠償の額 6万3,800円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成25年7月22日正午頃、駐車場（北宇和郡松野町大字松丸488番地付近）において、調査のため出張中の公用車が駐車しようとして後進した際、駐車中の小型自動車に接触し、車両を損傷させた。